

2020年7月10日

北海道環境生活部環境局  
自然環境担当局長 小林隆彦 様  
エゾシカ担当課長 藤嶋泰道 様

一般社団法人 北海道自然保護協会  
会長 在田 一則

「エゾシカの可猟区域及び期間等（案）に係る意見調書」についての要望

日頃北海道の自然生態系や生物多様性の保全、および関連してエゾシカの適正な管理にご尽力くださり、心より感謝を申し上げます。ご依頼のありました「令和2年度（2020年度）エゾシカの可猟区域及び期間等（案）」についての当協会意見をお送りいたしますので、よろしく願いいたします。

ところで、当協会では毎年意見を述べさせていただいておりますが、毎年同じ意見を申しあげてもなかなかご対応いただけないものもあります。とくに意見（1）については、意見に書きましたように、『北海道エゾシカ管理計画（第5期）』においては「人間活動とエゾシカとの軋轢を軽減するとともに、エゾシカの絶滅を回避しながら適正な管理を行い、道民共有の自然資源であるエゾシカと人間の共生及び本道の豊かな生物多様性の保全とその持続可能な利用を図ることを目的」とあるほか、『北海道エゾシカ対策推進条例』においてもその「基本理念」として、「エゾシカ対策は、生物の多様性に及ぼす影響に配慮することを旨として行われなければならない」とあります。

「エゾシカの可猟区域及び期間等」を設定する直接的目的はエゾシカの適正な個体数管理を図ることであることは十分理解しておりますが、その設定は『北海道エゾシカ対策推進条例』や『北海道エゾシカ管理計画（第5期）』、さらに『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律』にありますように、生物の多様性の確保や生態系の保護という前提にたつてのことと思います。したがって、「令和2年度（2020年度）エゾシカの可猟区域及び期間等（案）」の冒頭の「2. 経過（1）これまでの取組」において、自然生態系への悪影響など生物多様性の低下についても明記することを強く要望いたします。

このような考え方は、エゾシカやヒグマなど北海道の野生生物関連諸団体の共通認識として重要なことであり、明記することによって皆さんに改めてその重要性を認識していただくことにもなると考えます。

（1）以外にも（2）など、当協会から繰り返し同じ意見を述べていることがありますが、当協会からの意見に対してどのような判断をなされたのか、またその根拠は何であるのか、あるいは当該事項に関する北海道の方針等につきまして、ご返信いただければ幸いに存じます。

以上、よろしくご検討の程お願い申し上げます。